



2019年7月17日

各位

会社名 株式会社クラウドワークス
住所 東京都渋谷区恵比寿
四丁目20番3号
代表者名 代表取締役社長 吉田浩一郎
(コード番号: 3900 東証マザーズ)
問い合わせ先 取締役 野村真一
TEL. 03-6450-2926

自己新株予約権（第9回新株予約権、行使価額修正条項及び行使許可条項付） の処分に関するお知らせ

当社は、2019年7月17日開催の取締役会において、当社が2019年7月2日付にて取得、保有しております2019年1月24日発行の第9回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の処分を決議しましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に係る詳細につきましては、2019年1月8日付の「第三者割当による第9回新株予約権（行使価額修正条項及び行使許可条項付）の発行に関するお知らせ」を、本新株予約権の取得に係る詳細につきましては、2019年6月17日付の「第9回新株予約権（行使価額修正条項及び行使許可条項付）の取得に関するお知らせ」を、それぞれご参照ください。

記

1. 処分の概要

(1) 処分日	2019年7月18日
(2) 処分新株予約権数	6,500個
(3) 処分価額	総額2,457,000円 (本新株予約権1個当たり378円)
(4) 当該処分による潜在株式数	650,000株（本新株予約権1個につき100株） 本新株予約権については、下記「(6)行使価額及び行使価額の修正条件」に記載のとおり行使価額が修正される場合がありますが、上限行使価額はありません。 本新株予約権に係る下限行使価額は1,263円ですが、下限行使価額においても、本新株予約権に係る潜在株式数は650,000株です。
(5) 調達資金の額	865,557,000円(注)
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	本日行使がなされたと仮定した場合の行使価額 1,334円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」とい

	ます。)の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」といいます。)(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正されます。但し、修正後の金額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7) 処分方法及び処分予定先	みずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」といいます。)に対して相対で全ての本新株予約権を譲渡します。
(8) その他	本新株予約権発行時に締結した当初割当先との間の契約(以下「当初割当契約」といいます。)&及び一般の本新株予約権の譲渡に関する契約(以下「本譲渡契約」といいます。)に基づき、当初割当先の権利義務は全て本新株予約権の処分先に継承されます。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の処分価額の総額に、本新株予約権が本日行使されたと仮定した場合における行使価額に基づき算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、本新株予約権の処分に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。調達資金の額を算出するに際して使用した行使価額は仮定の数値であり、行使価額は今後修正又は調整されるため、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 処分の目的及び理由

当社は『働き方革命～世界でもっともたくさんの人に報酬を届ける会社になる』というビジョンを掲げ、創業以来、インターネットを活用して個人が報酬を得るための仕組み「クラウドソーシング」を推進してまいりました。具体的なサービス内容は、日本最大級のクラウドソーシング「クラウドワークス」を中心としたダイレクトマッチングサービスをベースに、「クラウドテック」等、当社スタッフがオンラインで企業と当社グループが提供するサービスを利用する個人のマッチングを支援するオンラインエージェントサービスに分化し、さらには個人が報酬を得やすい環境作りを目指した周辺事業へと派生しております。また、将来のプラットフォーム価値を高める周辺領域としてブロックチェーン技術における国内のリーディングカンパニーの一つである株式会社電縁(以下「電縁」といいます。)を子会社化したことも成長に寄与しております。

2018年9月期においては、政府が掲げる「一億総活躍社会実現」における最大のテーマである「働き方改革」が本格的な動きを見せ、潜在労働力となっている女性やシニア、障がい者等の活躍の機会拡大、会社員における副業自由化等、企業に勤める以外の働く選択肢を広げる動きが活発化しております。このような時流において、個人が給与以外の報酬を得る機会を提供する当社に対する働き手からのニーズは増加しており、2018年9月期末時点で、当社グループが提供するサービスに係る合計登録ユーザー数は232万人(前年同期比+50.4%)と過去最高を記録しております。また、外部人材の活用による生産性向上や残業削減といった課題解決を目的としたクラウドソーシングの活用が進んでいることを受け、当社グループが提供するサービスを通じて業務を依頼するクライアント数の増加も堅調に推移しており、その数は2018年9月期末時点で27.9万社(前年同期比+35.4%)となっております。こうした利用者の増加によって、2018年9月期に当社グループが提供するサービスを利用する「個人」に届けた報酬総額は年間80.6億円(前年同期比+52.1%)となり、当社グループのサービスを通じた報酬総額は今後も堅調に増加していく見込みであります。

このような報酬総額の増加を受け、当社はFintechを成長戦略の柱に置き、当社グループが提供するサービスを利用する個人が獲得した報酬を新たな消費に活用できるようにするサービスや、獲得した報酬を管理・運用するサービスの提供をしております。今後の当社の事業成長とサービスの利便性向上においてはFintech事業が必要不可欠であると考え、個人の報酬の獲得から報酬の消費までを支援することで、当社サービスの付加価値を最大化できるものと考えております。

当社は、既存事業の収益化及び成長投資と新規事業への成長投資を実行しており、その中で当社の成長戦略を着実に遂行していくためには、財務基盤の充実が重要であると考えています。

本リリースは、本新株予約権の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

このような状況を踏まえ、今後さらなる積極的な事業展開及び成長戦略投資を推進するにあたり、今般の資金調達では電縁の買収に係る借入金の返済により減少した手元資金の充当及び社債の償還に資金の充当が完了しており、また同時に健全な財務基盤を維持しながらも、機動的かつ既存株主の利益に配慮した形での新たな資金調達を行うことが必要と判断し、それが実現できる本新株予約権による資金調達を行うことを決定いたしました。今回の資金調達は、中長期的に企業価値を向上させ、既存株主の皆様利益に資するものであると判断しております。今回の資金調達により、当社のさらなる成長と安定的な財務体質の構築を実現し、事業の拡大、新規事業創出を加速させ、一層の企業価値の向上を図ることで、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの利益の最大化に努めて参ります。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、処分予定先に対し本新株予約権を譲渡し、処分予定先による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組み（以下「本スキーム」といいます。）となっております。本新株予約権の行使価額は、修正日の直前取引日の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額に修正されます。但し、かかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることはありません。

当社は処分予定先との間で、以下の内容を含む譲渡契約を締結いたします。すなわち、処分予定先は、当初割当契約及び本譲渡契約に従って当社に対して本新株予約権の行使に係る許可申請書（以下「行使許可申請書」といいます。）を提出し、これに対し当社が書面（以下「行使許可書」といいます。）により本新株予約権の行使を許可した場合に限り、行使許可書に示された最長60取引日の期間（以下「行使許可期間」といいます。）に、行使許可書に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できます。また、処分予定先は、何度でも行使許可の申請を行うことができますが、当該申請の時点で、それ以前になされた行使許可に基づき当該処分予定先が本新株予約権の行使を行うことが可能である場合には、行使許可の申請を行うことはできません。

行使許可申請書の提出がなされた場合に行使許可を行うかどうかは、当社の裁量によって決定することができます。当社は、行使許可申請書の提出がなされた時点の当社の事業環境や資金需要、株価水準等を総合的に勘案し、行使許可を行うかどうかを判断いたします。

また、当社は行使許可を行った後、行使許可期間中に、当該行使許可を取り消す旨を処分予定先に通知することができます。この場合、通知の翌取引日から、処分予定先は当該行使許可に基づき本新株予約権を行使することができません。

なお、当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、行使許可期間（行使許可期間内に行使することができる全ての本新株予約権が行使された場合はその時点までの期間）を除き、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額にて取得することができます。また、当社は、本新株予約権の行使期間の末日（2021年1月25日）に、当該時点で残存する本新株予約権の全部を、処分価額と同額にて取得します。

(2) 資金調達方法の選択理由

本スキームは、当社が行使許可を通じて本新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるという特徴を持っており、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を勘案しながら資金を調達することができるため、一時に大幅な株式価値の希薄化が発生することを抑制しながら、自己資本を増強することが可能となる手法です。

当社は、今回の資金調達に際し、以下の「（本スキームの特徴）」及び「（他の資金調達方法との比較）」に記載されている点を総合的に勘案した結果、本スキームによる資金調達方法が、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金ニーズに対応しうる、現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定いたしました。

（本スキームの特徴）

本リリースは、本新株予約権の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

[メリット]

- ① 当社が行使許可を通じて本新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるため、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を勘案しつつ、一時に大幅な株式価値の希薄化が発生することを抑制しながら機動的に資金を調達することが可能となります。
- ② 本新株予約権の行使価額は、修正日の直前取引日の終値の92%に相当する金額に修正されるため、株価変動に応じて機動的な資金調達が可能となります。なお、本新株予約権の下限行使価額は1,263円に設定されており、行使価額の下方修正には歯止めが掛かる仕組みとなっています。
- ③ 本新株予約権の目的である当社普通株式数は650,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されているため、希薄化の規模は限定的です。
- ④ 将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又は代替的な資金調達手法が確保できた場合等には、当社の選択により、行使許可期間（行使許可期間内に行使することができる全ての本新株予約権が行使された場合はその時点までの期間）を除き、いつでも残存する本新株予約権を発行価額と同額で取得することが可能であり、資本政策の柔軟性が確保されています。
- ⑤ 本新株予約権による調達金額は資本となるため、財務健全性指標が上昇します。

[留意点]

- ① 本スキームは、当社の行使許可のもと、処分予定先による本新株予約権の行使に伴って資金調達がなされる仕組みであり、資金調達の進捗について以下の留意点があります。
 - (ア) 株価が本新株予約権の下限行使価額を下回って推移した場合、処分予定先による本新株予約権の行使が期待できないため、事実上資金調達ができない仕組みとなっております。
 - (イ) 株価が下限行使価額を上回って推移している場合でも、市場出来高の水準に応じて、全ての本新株予約権の行使が完了するまでは一定の期間が必要となります。
 - (ウ) 当社から処分予定先に対して行使を指図することはできない仕組みであり、株価が行使価額を超えている場合でも、処分予定先が行使をしない限り資金調達ができない仕組みとなっております。
 - (エ) 一時に資金調達することはできず、当社株式の株価・流動性の動向次第では、実際の調達金額が当初の予定を下回る可能性があります。
- ② 処分予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定であるため、処分予定先による当社株式の売却により、当社株価が下落する可能性があります。

(他の資金調達方法との比較)

- ① 公募増資等により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、1株当たりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。
- ② 株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法として適当でない判断いたしました。
- ③ 第三者割当による新株発行は即時の資金調達の有効な方法となりえますが、公募増資と同様、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。
- ④ 株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件は多様化しておりますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、行使価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。
- ⑤ いわゆるライツ・イシューには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予

想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューは、上記の株主割当増資と同様に、割当先である既存投資家の参加率が不透明であり、十分な額の資金調達を実現できるかどうかが不透明であり、今回の資金調達方法としては適当でないと判断いたしました。

- ⑥ 社債及び借入れによる資金調達は、一時に資金を調達できる反面、調達金額が負債となるため、財務健全性指標が低下します。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

① 本新株予約権に係る調達資金	869,557,000円
本新株予約権の処分価額の総額	2,457,000円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額	867,100,000円
② 処分諸費用の概算額	4,000,000円
③ 差引手取概算額	865,557,000円

- (注) 1. 本新株予約権に係る調達資金は、本新株予約権の処分価額の総額 (2,457,000 円) に、本新株予約権が本日行使されたと仮定した場合における行使価額に基づき算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額 (867,100,000 円) を合算した金額であります。
2. 上記金額の算出に際して使用した行使価額は仮定の数値であり、行使価額は今後修正又は調整されるため、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額が変動する結果、本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合にも、同様に本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
3. 処分諸費用の概算額の内訳は、本新株予約権の処分に関する弁護士費用、信託銀行費用等の合計額であります。
4. 処分諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額 865,557,000 円については、下記表記載の各資金使途に充当する予定であります。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
クラウドワーカーへの報酬支払早期化に伴う一時費用支払いのための留保金	866	2019年7月～2020年12月

当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、上記表中に記載の資金使途についての詳細は以下のとおりです。なお、実際に充当するまでの間は、安全性の高い預金口座等にて運用・管理していく予定です。

クラウドワーカーへの報酬支払早期化に伴う一時費用支払いのための留保金について

当社の事業領域であるシェアリングエコノミー領域は、市場の拡大に伴い日々の進化を遂げている領域であります。当社が持続的な成長を維持していくためには、常に個人が報酬を得やすいサービスを提供、開発し、サービス基盤を確固たるものにし続けていく必要があります。また、持続可能な成長性を維持し企業価値を向上させるためには、ダイレクトマッチングサービスをベースにした新規事業創造といったビジネス変革に対する取組みも重要であると認識しております。当社は、今回調達する資金の一部を、Fintechをはじめとする報酬を活用したビジネス領域の拡大のために、当社グループが提供するサービスを利用する個人への報酬支払い早期化等に伴う一時費用に充当する予定です。当社グループが提供するサービスを利用する個人への報酬支払いの実行日と個人へ仕事を依頼する発注者による当社への支払い実行日の差がおよそ45日から60日となるため、

本リリースは、本新株予約権の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

報酬支払いの一時費用としての留保金が必要となります。当社は、当社の過去の報酬支払実績及び報酬額前年比成長率を踏まえて、約10億円を社内に留保しておく必要があると判断いたしました。

なお、当社グループが提供するサービスを利用する個人への報酬支払いの実行日と発注者による当社への支払い実行日にはおよそ45日から60日の差が生じますが発注者が使用した決済サービスは主にカード決済であるため、当社の決済リスクはかなり低いと判断しております。

当社の事業が継続的な発展を実現し企業価値の向上を図るためには、サービスの利便性を改善・強化させ続けることが必要不可欠と考えております。

なお、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は本新株予約権の保有者の判断に依存し、また今般の開示に際しては本新株予約権を本日行使したと仮定した場合における行使価額に基づき調達できる資金の額を計算しており、かつ本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期を確定することはできず、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。現時点において想定している金額の資金を調達できなかった場合や支出予定時期との関係で不足が生じた場合には、当該時点の状況に鑑み別途、借入金等により必要な資金を調達する予定です。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の処分及び処分予定先による本新株予約権の行使により調達した資金を、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、当社事業の中長期的な発展を志向していく予定であることから、本資金使途は株主価値の向上に資する合理的なものであると判断しております。

6. 処分条件等の合理性

(1) 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

今般の本新株予約権の処分に係る処分価額は、当初発行価額と同額としております。かかる処分価額は、処分先との間の交渉によって決定されたものであります。また、下記に記載のとおり、本新株予約権の発行時においては、評価機関から評価書を取得し、当該評価額に基づいて発行価額を決定するというプロセスを経ましたが、今般の処分に際しては、評価機関による再度の評価を経ずに処分価額を決定しております。その理由といたしましては、①発行時と異なり、処分時においては、必ずしも公正価値で処分しなければならない法律上の要請がないこと、②当社は、2019年7月2日付で発行価額と同額で本新株予約権を取得しており、かかる取得価額と同額で本新株予約権を処分した場合には、当社に金銭面での損失は生じないこと、③発行時点よりも本新株予約権を行使できる残存期間が短く、仮に再度評価を実施した場合には、評価額は発行価額を下回ると考えられること、及び④仮に評価額が発行価額を上回る場合であっても、評価機関による評価を実施することによる費用を勘案すると、結果として当社に損失が生じる可能性が高いこと、等が挙げられます。上記の各点を考慮した結果、当社は、本新株予約権の処分価額は合理的なものであると考えております。

なお、当社は、本新株予約権の発行に際しては、本新株予約権の発行要項及び当初割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関（株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎 知岳、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号）に依頼しました。当該第三者算定機関と当社との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、行使価額の修正がなされる可能性があること、並びに本新株予約権の発行要項及び当初割当契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しました。また、当該算定機関は、当該評価に際して、評価基準日時点の市場環境

本リリースは、本新株予約権の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

等を考慮し、当社の株価、ボラティリティ、当社の配当利回り、無リスク利率、当社株式の流動性等について一定の前提を置いた上で、当社の資金調達需要、当社及び割当先の権利行使行動に関する一定の前提条件（当社の資金調達需要が一様に発生すること、資金調達需要が発生している場合には割当先からの行使許可申請に対して当社がこれに応じること、それ以降については本新株予約権が残存する限り当社が当該行動を継続することにより割当先の権利行使を促すこと、割当先は当社からの行使許可が得られた場合には出来高の一定割合の株数の範囲内で速やかに権利行使を実施すること、割当先の権利行使の促進及び調達額の最大化が図られること、当社の意思決定による本新株予約権の取得が行われないこと、割当先が本新株予約権を行使する際に、当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準の割当先に対するコストが発生すること等を含みます。）を設定しました。当社は、本新株予約権の発行に際して、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額レンジ（358円～378円）を参考に、割当先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の発行価額を当該評価額レンジの上限と同額の378円としました。

今般の処分に際しては、当社監査役3名全員（うち社外監査役2名）から、本新株予約権の処分価額は、上記記載の理由に照らした結果、処分先に特に有利な金額ではなく、適法である旨の意見を得ております。本件のような自己新株予約権の処分に際しては、有利発行又はそれに類似する規制は適用されませんが、慎重に対応する観点から意見を取得しております。

（2）処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数を合算した株式数は650,000株（議決権数6,500個）であり、2019年6月30日現在の当社発行済株式総数15,100,160株及び議決権数150,970個を分母とする希薄化率は4.30%（議決権ベースの希薄化率は4.31%）に相当します。また、処分による本新株予約権の行使により発行される株式数650,000株（議決権数6,500個）に6ヶ月以内に新株予約権の行使により発行した株式数650,000株（議決権数6,500個）を合算した場合、2019年6月30日現在の当社発行済普通株式数15,100,160株（議決権総数150,970個）から当該株式数650,000株（議決権数6,500個）を控除して得た株式数14,450,160株（議決権数144,470個）を分母とする希薄化率は、9.00%（議決権ベースでの希薄化率は9.00%）となります。

なお、①処分予定先が本新株予約権を全て行使した上で取得する当社株式を全て保有し、かつ②当社が本件の他に新株式発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合、処分予定先に係る処分後の所有株式数は650,000株（議決権数6,500個）、処分後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は4.13%となる見込みです。

しかしながら、①本新株予約権は原則として当社の行使許可をもって当初行使価額で行使されるため急速な希薄化には一定の歯止めを掛けることが可能であり、②本新株予約権の処分及び処分先による本新株予約権の行使により調達した資金を、前述の資金使途に充当することで、当社事業の中長期的な発展を志向していく予定であることから、将来的に増大することが期待される収益力との比較において、希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は本スキームより有利な資金調達手段が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する本新株予約権を取得できる条項を付することで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

また、処分先が本新株予約権の全部を行使して取得した場合の650,000株を残存行使期間である約1年半にわたって売却するとした場合の1取引日当たりの平均数量が約1,700株であることから、当社株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高132,567株と比較して、上記処分数量は、市場で十分に消化可能であると考えております。

7. 処分予定先の選定理由等

（1）処分予定先の概要

<みずほ証券>

（1） 名称	みずほ証券株式会社
--------	-----------

本リリースは、本新株予約権の処分に關して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(2)	所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
(3)	代表者の役職・氏名	取締役社長 飯田 浩一		
(4)	事業内容	金融商品取引業		
(5)	資本金	125,167百万円		
(6)	設立年月日	1917年7月16日		
(7)	発行済株式数	2,015,102,652株		
(8)	決算期	3月31日		
(9)	従業員数	8,588名(2018年3月31日現在)		
(10)	主要取引先	投資家及び発行体		
(11)	主要取引銀行	株式会社みずほ銀行		
(12)	大株主及び持株比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ 95.80% 農林中央金庫 4.20%		
(13)	当事会社間の関係			
	資本関係	処分予定先が保有している当社の株式の数：383,700株(2019年3月31日現在) 当社が保有している処分予定先の株式の数：0株		
	人的関係	該当事項はありません。		
	取引関係	該当事項はありません。		
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14)	最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	
連結純資産	898,611百万円	910,839百万円	894,460百万円	
連結総資産	13,403,230百万円	15,153,012百万円	15,642,380百万円	
1株当たり連結純資産	441.08円	448.52円	441.08円	
連結営業収益	425,710百万円	381,474百万円	381,531百万円	
連結営業利益又は営業損失(△)	74,991百万円	42,620百万円	21,217百万円	
連結経常利益又は経常損失(△)	75,803百万円	43,260百万円	22,754百万円	
親会社株主に帰属する連結当期純利益又は当期純損失(△)	188,597百万円	35,751百万円	4,377百万円	
1株当たり連結当期純利益又は当期純損失(△)	93.59円	17.74円	2.17円	

(注) 処分予定先であるみずほ証券株式会社は東京証券取引所の取引参加者であることから、東京証券取引所に対して反社会的勢力に該当しないことに関する確認書は提出しておりません。

(2) 処分予定先を選定した理由

①みずほ証券は本新株予約権の当初割当先の一社であり、みずほ証券へ割り当てた本新株予約権については行使が完了しており、十分な実績が認められ本新株予約権の行使により交付される当社株式の株式市場等における円滑な売却が期待されること、②みずほ証券は、従前より資本政策を始めとする様々な提案及び議論を当社との間で行っており、当社の経営及び事業内容に対する理解が深いこと、③同社には総合証券会社として様々なファイナンスにおける実績もあること等を総合的に勘案し、同社を処分予定先として選定いたしました。

(3) 処分予定先の保有方針及び行使制限措置

処分予定先と締結する本譲渡契約及び当初割当契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会

本リリースは、本新株予約権の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

の承認が必要である旨が定められております。また、処分予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定である旨の口頭による報告を受けております。

また、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、本譲渡契約及び当初割当契約において、原則として、単一暦月中にMSCB等（同規則に定める意味を有する。以下同じ。）の処分予定先の行使により取得される株式数が、MSCB等の発行に係る払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置（処分予定先が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する内容を約する旨定めることを含みます。）を講じております。

(4) 処分予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

処分予定先であるみずほ証券からは、本新株予約権の処分価額の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の報告を受けております。また、処分予定先の親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの2019年3月期有価証券報告書（2019年6月24日提出）及び処分予定先の2018年3月期の「業務及び財産の状況に関する説明書」（金融商品取引法第46条の4及び第57条の4に基づく説明書類）に含まれる貸借対照表並びに処分予定先のホームページに掲載されている処分予定先の2019年3月期決算短信（2019年4月26日発表）に含まれる貸借対照表から、処分予定先及びその親会社における十分な現金・預金（みずほ証券株式会社：517,824百万円、株式会社みずほフィナンシャルグループ：45,108,602百万円）の存在を確認したことから、当社としてかかる払込み及び行使に支障はないと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の処分に伴い、当社代表取締役社長である吉田浩一郎は、その保有する当社普通株式の一部について処分予定先であるみずほ証券への貸株を行う可能性があります。

処分予定先であるみずほ証券は、本新株予約権に関して、本新株予約権の行使の結果取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本新株予約権の行使に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

(6) ロックアップについて

当社は、本譲渡契約及び当初割当契約に基づき、本新株予約権の処分及び本新株予約権の行使による当社の普通株式の交付を除き、(i)当初割当契約の締結日から起算して180日を経過した日、又は(ii)本新株予約権が存在しなくなった日のうちいずれか遅い日までの期間において、処分予定先の事前の書面による同意を受けることなく、当社の普通株式及び当社の普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券（新株予約権、新株予約権付株債及び発行会社普通株式を取得の対価とする取得請求権付株式又は取得条項付株式を含むがこれらに限られない。以下同じ。）の発行又は処分を行わないことを合意しています。但し、(i)当社の役員、従業員並びに当社の子会社及び関連会社（もしあれば）の役員、従業員を対象とするストック・オプションとして新株予約権を発行する場合及び当該新株予約権の行使により当社の普通株式を交付する場合、(ii)譲渡制限付株式報酬として当社の普通株式を発行又は交付する場合、(iii)当初割当契約の締結日時点で既発行の新株予約権の行使により当社の普通株式を交付する場合、(iv)会社法第183条の規定に基づく株式分割又は会社法第185条の規定に基づく株式無償割当に伴い当社の普通株式を交付する場合、(v)吸収分割、株式交換又は合併に伴い当社の普通株式を交付する場合、並びに(vi)単元未満株式の買増請求に応じて行う株式の売渡に伴い当社の普通株式を交付する場合は除外されます。

8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (2019年3月31日現在)		
氏名	持株数 (株)	持株比率 (%)
吉田 浩一郎	4,118,840	27.91%
株式会社サイバーエージェント	1,514,100	10.26%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	976,600	6.61%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	592,000	4.01%
THE BANK OF NEW YORK 133652	546,900	3.70%
資産管理サービス信託銀行株式会社	545,300	3.69%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	385,300	2.60%
野村 真一	345,000	2.33%
合同会社RSPファンド5号	326,160	2.21%
株式会社大和証券グループ本社	245,000	1.66%

- (注) 1. 本新株予約権の処分に関して、処分予定先は長期保有を約していないため、本新株予約権の処分に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。
2. 「持株比率」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

9. 今後の見通し

今回の資金調達による2019年9月期の当社の業績に与える影響は、軽微であります。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の処分は、①希薄化率が合計25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと(本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績 (連結)

(単位：千円)

	2016年9月期	2017年9月期	2018年9月期
売上高	1,990,761	2,925,946	6,634,844
売上総利益	1,228,887	1,509,380	2,517,765
経常利益又は経常損失	△590,093	△331,283	9,724
親会社株主に帰属する 当期純損失	△647,577	△354,800	△81,484
1株当たり純資産額 (円)	132.24	114.86	148.49
1株当たり配当額 (円)	—	—	—
1株当たり当期純損失金額 (円)	△48.77	△26.36	△5.85

本リリースは、本新株予約権の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2019年6月30日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	15,100,160 株	100.0%
現時点の転換価額 (行使価額) における 潜 在 株 式 数	547,500 株	3.63%
下限値の転換価額 (行使価額) における 潜 在 株 式 数	—	—
上限値の転換価額 (行使価額) における 潜 在 株 式 数	—	—

(注) 上記潜在株式数は、ストック・オプション制度に係る潜在株式数であります。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2016年9月期	2017年9月期	2018年9月期
始 値	555 円	1,070 円	893 円
高 値	1,174 円	1,490 円	2,273 円
安 値	330 円	656 円	793 円
終 値	1,042 円	898 円	1,549 円

② 最近6か月間の状況

	2019年 2月	3月	4月	5月	6月	7月
始 値	1,715 円	2,356 円	2,320 円	1,685 円	1,450 円	1,391 円
高 値	2,544 円	2,514 円	2,331 円	1,712 円	1,630 円	1,615 円
安 値	1,715 円	2,003 円	1,654 円	1,280 円	1,342 円	1,391 円
終 値	2,365 円	2,278 円	1,670 円	1,451 円	1,386 円	1,451 円

(注) 2019年7月の株価については、2019年7月16日現在で表示しております。

③ 処分決議日前取引日における株価

	2019年7月16日
始 値	1,550 円
高 値	1,568 円
安 値	1,410 円
終 値	1,451 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による新株式発行

払込期日	2018年6月5日
調達資金の額	589,760,000円(差引手取概算額)
発行価額	1株につき1,632円
募集時における発行済株式数	13,929,660株
当該募集による発行株式数	367,500株
募集後における発行済株式数	14,297,160
割当先	株式会社三菱UFJ銀行 122,500株 株式会社大和証券グループ本社 245,000株
発行時における当初の資金使途	①合弁会社設立に伴う出資金 ②合弁会社に対する追加出資金又は融資資金 ③FINTECHサービス開発資金
発行時における支出予定時期	①2018年6月～2018年12月 ②2019年1月～2019年12月 ③2018年6月～2020年9月
現時点における充当状況	現時点までにおいて、当初の予定どおり充当中であります。

第9回新株予約権の発行

割当日	2019年1月24日
発行新株予約権数	13,000個
発行価額	4,914,000円
発行時における 調達予定資金の額	2,334,114,000円(差引手取概算額)
募集時における発行済株式数	14,340,160株
当該募集による潜在株式数	1,300,000株

本リリースは、本新株予約権の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

割当先	みずほ証券株式会社：6,500 個 モルガン・スタンレーMUFJ 証券株式会社：6,500 個
現時点における行使状況	行使済株式数：650,000 株
現時点における調達した資金の額	1,043 百万円
発行時における当初の資金使途	① 電縁の買収に係る借入れの返済により減少した手元資金の充当資金及び社債の償還のための資金 ② クラウドワーカーへの報酬支払早期化に伴う一時費用支払いのための留保金
発行時における支出予定時期	① 2019 年 2 月～2020 年 2 月 ② 2019 年 3 月～2020 年 12 月
現時点における充当状況	現時点までにおいて、当初の予定どおり充当中であります。

以 上

(別紙) 新株予約権発行要項

2019年1月8日にお知らせしております、「第三者割当による第9回新株予約権（行使価額修正条項及び行使許可条項付）の発行に関するお知らせ」における第9回新株予約権の発行要項は以下の通りです。

株式会社クラウドワークス

第9回新株予約権

発行要項

1. 本新株予約権の名称
株式会社クラウドワークス第9回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 申込期間
2019年1月24日
3. 割当日
2019年1月24日
4. 払込期日
2019年1月24日
5. 募集の方法
第三者割当ての方法により、みずほ証券株式会社に本新株予約権 6,500 個を、モルガン・スタンレー MUFJ 証券株式会社に本新株予約権 6,500 個を、それぞれ割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 1,300,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数
13,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額
金 378 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 3.78 円）

本リリースは、本新株予約権の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初1,804円とする。

10. 行使価額の修正

第16項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が1,263円（以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権を行使することができる期間
2019年1月25日から2021年1月25日までとする。

本リリースは、本新株予約権の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、2021 年 1 月 25 日に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (4) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から 2 週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 378 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとする。

19. 行使請求受付場所

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 赤坂支店

株式会社三菱 UFJ 銀行 新宿支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上